

みんなのゲンキ みんなで支える

国民健康保険

加入する人

社会保険・共済保険など職場の加入保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入しなければなりません。ただし、一年間の収入が百三十万円未満（六十歳以上の人や障害者年金の受給要件に該当する場合は百八十万円未満）であれば、ほかの保険制度の被扶養者になれる場合があります。三親等以内の親族が会社などに勤めている人は、自分の収入を確かめてみましょう。

国保の運営

国保の事業を運営するのは市町村で、これを保険者といっています。保険者は、国保に加入している皆さんから納めていただく保険税などで医療費の支払いをし、国保事業の健全な運営を行います。

笠岡市では、平成十九年六月末現在で12,451世帯21,740人（総人口の38・5%）が加入しています。

国保を支える国保税

国保の資格を得ると、国保税を納める義務が生じます。この税は、国や県の補助金と

あわせて、皆さんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、子どもが生まれたり、家族が亡くなったときの給付に充てられます。

ほかの市町村から転入したときや、ほかの健康保険をやって国保の資格を得た場合、国保の資格と納税義務は、異動のあった日までさかのぼります。そのため、税金もその分さかのぼって納めていただくこととなります。国保に加入するには、ほかの健康保険の資格を失った日（または退職の日）を証明する書類などが必要で

国保税の計算

国保税は国などの補助金とともに、国保の給付費用などにあてるための財源となっています。その年に予測される医療費から、国などからの補助金、病院などで支払う自己負担金を差し引いた分が保険税の総額となります。

これを皆さんの所得などに応じて割り振り、公平に負担していただくよう決められています。このため、税率などは毎年の状況により決められ

ます。なお、四十歳以上六十歳未満の加入者の人は、介護保険分が上乘せされます。平成十九年度の税率等については、医療給付費分は、地方税法施行令の一部が改正されたことにより、税額の上限が53万円から56万円に引き上げられます。所得割額・均等割額・平等割額は、医療費の推移や社会情勢等を考慮し、据え置きます。

【税率等】

	医療給付費分	介護納付金分
所得割額	9.8%	2.0%
均等割額 (被保険者1人あたり)	26,000円	7,800円
平等割額 (1世帯あたり)	20,000円	4,500円
税額の上限	56万円	9万円

また、介護納付金分については、医療費の推移や社会情勢等を考慮し、据え置きます。皆さんが安心して医療を受けられるようにするためにも、国保税は納期限内にきちんと納めてください。

医療費は大切に

医療費は、年々増加の傾向にあります。これは次のことが原因と考えられます。

- 高齢者が増加し医療機関への受診割合が上昇したこと
- 医学・医療技術の進歩により医療費が高額化したこと
- 生活習慣病など長期治療の必要な慢性疾患患者が増加したこと

○重複受診や医師の指示に従わないこと

皆さんのちょっとした心がけで、医療費の上昇をとめることができます。

納税は期限内に

皆さんに納めていただく国保税は、国保を運営するための重要な財源です。国保税を